埼玉県訓令第五号

本

関庁

地

域

機

技能職員の 勤務時間等に関する規程の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知 事 上 田 清 司

技能職員の 勤務時間等に関する規程の 一部を改正する訓令

次 のように改正する。 技能職員の勤務時間等に関する規程 (昭和四十四年埼玉県訓令第五号) の一部を

別表中秩父高原牧場の 項を削り、農業技術研究センター \mathcal{O} 項を次 0 ように改める。

				[4	徭	輙
				•	(*	i 研	
					K	允然	获
				ろ 職 員	に従事す	育の業務	家畜の飼
							上に同じ。
							上に同じ。
							上に同じ。
長が定める。	情に応じ所属	は、業務の実	し、その時限	又は45分と	場合は1時間	時間45分の	勤務時間が7

附 則

の訓令は、 平成二十八年四月一 日から施行する。